

## 〈別表1〉 福祉関係業務に従事する者の守秘義務

資格名	根拠法
社会福祉士	社会福祉士及び介護福祉士法（第46条）
介護福祉士	社会福祉士及び介護福祉士法（第46条）
精神保健福祉士	精神保健福祉士法（第40条）
保育士	児童福祉法（第18条の22）
障害者自立支援法に基づく 障害福祉サービス事業所の従業	指定障害福祉サービス事業の人員、 設備及び運営に関する基準（第43条等）
指定身体障害者更生援護施設の 従業者	指定身体障害者更生援護施設等の設備及び 運営に関する基準（第35条第1項、第2項）
指定知的障害者援護施設の 従業者	指定知的障害者援護施設等の設備及び 運営に関する基準（第37条第1項、第2項）

### [ 参 考 ]

#### ■社会福祉士及び介護福祉士法

第46条 社会福祉士又は介護福祉士は正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。社会福祉士又は介護福祉士でなくなった後においても、同様とする。

#### ■精神保健福祉士法

第40条 精神保健福祉士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。精神保健福祉士でなくなった後においても、同様とする。

#### ■児童福祉法

第18条の22 保育士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。保育士でなくなった後においても、同様とする。

#### ■障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の人員、設備及び運営に関する基準

第43条 指定居宅介護事業所の従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、他の指定居宅介護事業者等に対して、障害者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により支給決定障害者等の同意を得ておかななければならない。